

農作業中の熱中症対策の推進について

農林水産省 農産局 技術普及課
生産資材対策室長 美保雄一郎

農林水産省

農作業中の熱中症対策の推進について（令和7年10月日本農業労災学会第12回大会シンポジウム）

1 農作業事故の状況

- （１）農作業死亡事故の発生状況
- （２）農作業事故発生の内訳

2 令和7年度の農作業安全対策について

- （１）令和7年度の農作業安全対策の推進方針
- （２）熱中症対策研修実施強化期間
- （３）令和7年度における熱中症対策研修の実施回数
- （４）令和7年度における熱中症対策研修の受講人数

3 令和7年度の熱中症対策に関する状況と取組について

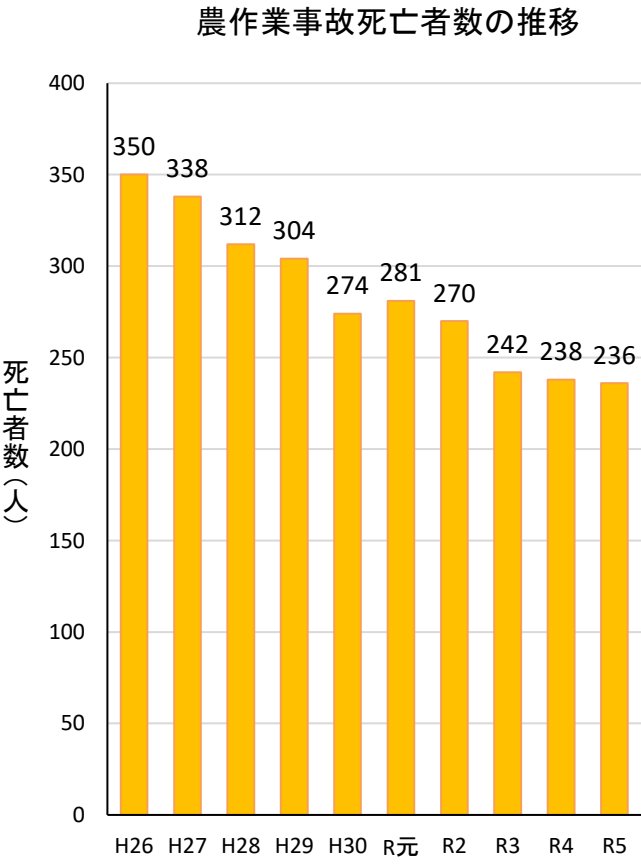
- （１）令和7年度の熱中症に関する状況について
- （２）令和7年度における熱中症対策の農林水産省の取組内容①
- （３）令和7年度における熱中症対策の農林水産省の取組内容②
- （４）ラジオ番組「杉浦太陽・村上佳菜子日曜まなびより」にて、
農作業中の熱中症対策等について発信
- （５）令和7年度に発出した熱中症対策関連の主な会議・通知について
- （６）令和6年度 熱中症対策アイテムの農業機械士によるモニター調査について
- （７）労働者を雇用する農業者に対する熱中症対策の義務化
- （８）令和8年度農作業安全に関する予算要求資料

4 （参考）農業機械作業の安全確保に向けて

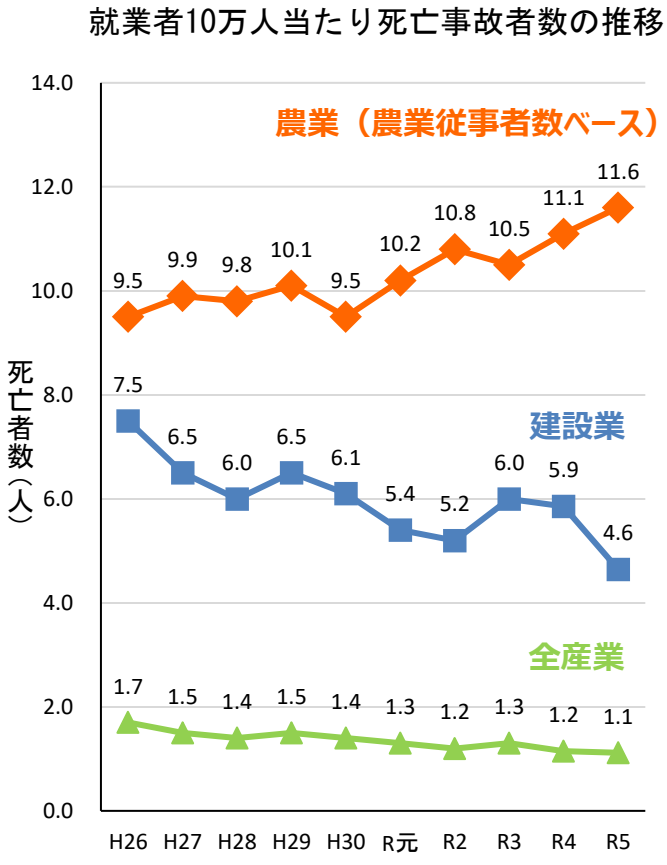
- （１）農耕トラクタへの座席ベルト義務付け
- （２）新しい安全性検査制度の進捗状況
- （３）新しい安全性検査制度の今後

農作業死亡事故の発生状況

- 令和5年の農作業事故死亡者数は236人であり、前年（令和4年）と同水準。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.6人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続。
- 年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が85.6%と極めて、高い水準で推移。

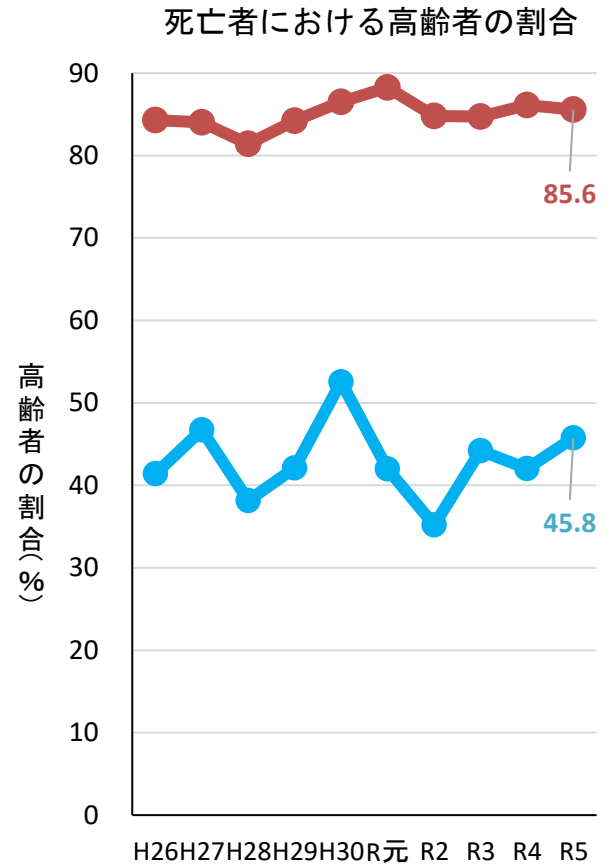


農作業死亡事故調査（農水省）



死亡者数 農 業：農作業死亡事故調査（農水省）
他産業：死亡災害報告（厚労省）
就業者 農 業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）
他産業：労働力調査（総務省）

（注）就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

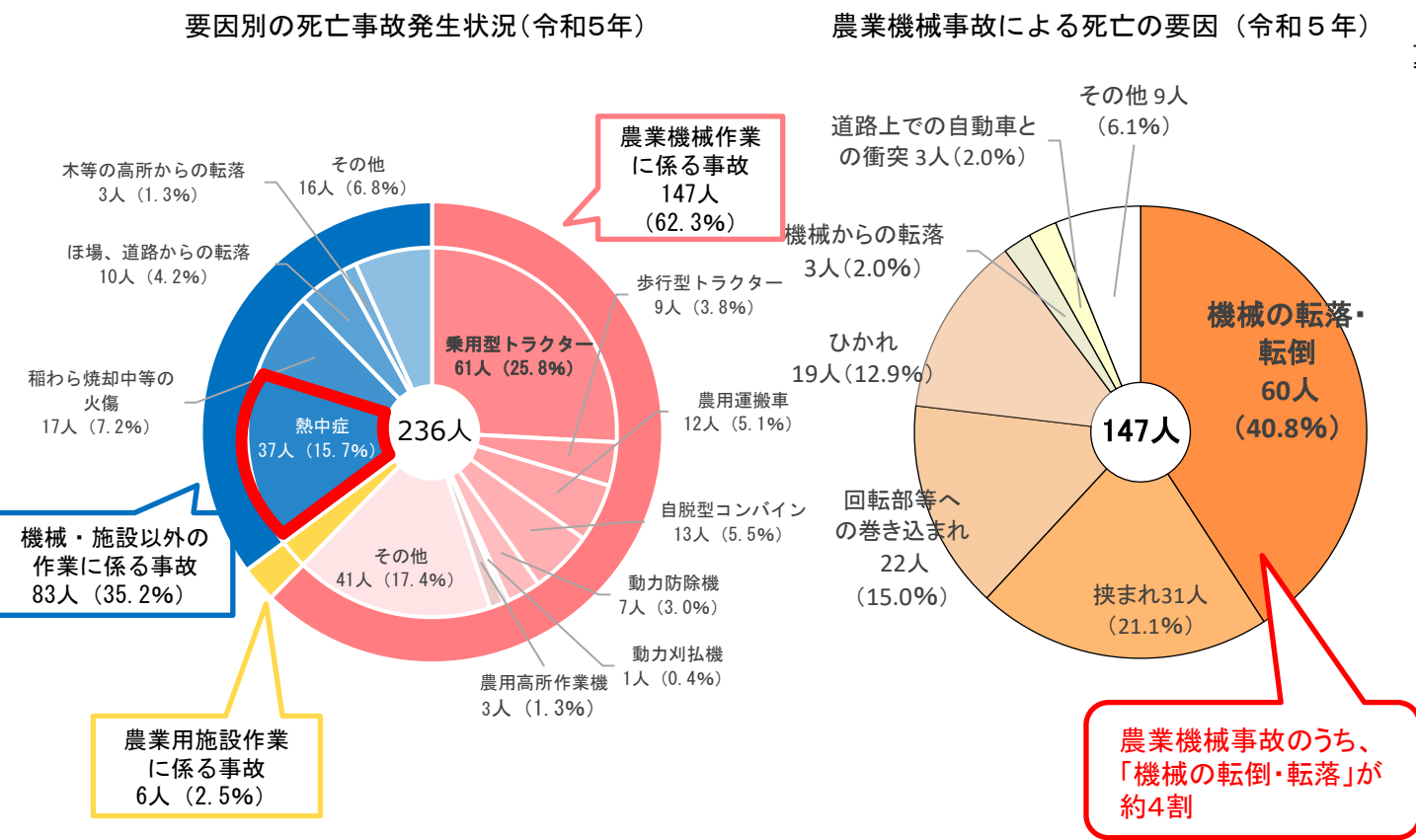


● 65歳以上の割合 ● 80歳以上の割合

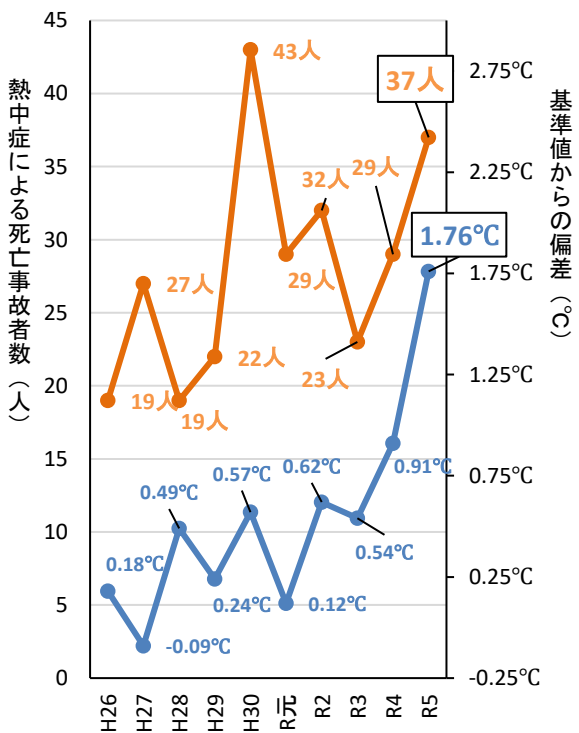
農作業死亡事故調査（農水省）

農作業事故発生の内訳

- 農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が147人（全体の62.3%）と高い状態が継続。
- 農業機械作業に係る死亡事故の要因としては、「機械の転落・転倒」が60人（機械事故の40.8%）を占めている。
- 機械・施設以外の作業に係る事故では「熱中症」が37人（機械・施設以外の作業に係る事故の44.6%）と最も多い。



熱中症による死亡事故者数の推移と
夏(6-8月)における平均気温の基準値からの偏差※



令和7年度の農作業安全対策の推進方針

＜重点推進テーマ＞ **学ぼう！正しい安全知識**
～農業機械作業研修・熱中症対策研修の拡大と充実、未熟練農業者への研修実施～

＜強化期間＞ **熱中症対策研修実施強化期間**：令和7年5月1日～7月31日（3ヶ月間）
農業機械作業研修実施強化期間：令和7年12月1日～令和8年2月28日（3ヶ月間）

- ＜推進目標＞
- ① 農業機械作業研修の回数の拡大と充実
 - ② 熱中症対策研修の回数の拡大と充実
 - ③ 未熟練農業者を対象とした専用研修の実施

主な取組内容

重点推進テーマに基づいた推進活動

○ 強化期間において、「農作業安全に関する指導者」が中心となって、推進目標に即した研修を重点的に推進する。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	熱中症対策研修実施強化期間							農業機械作業研修実施強化期間			

その他の取組

- ① 広報誌やSNSを活用した注意喚起の実施
- ② 都道府県・地域単位の推進体制の強化
- ③ 公道走行時の法令遵守
- ④ 労災保険特別加入の促進
- ⑤ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践
- ⑥ 農作業事故情報の収集と報告の徹底

熱中症対策研修実施強化期間

- 気温が上昇する前の初夏（5～7月）を熱中症対策研修実施強化期間として設定し、農作業安全に関する指導者を活用した研修を実施。
- 熱中症研修実施強化期間では、農林水産省が作成した啓発資材等を活用し、現状に即した熱中症対策に係る知識の習得を図る。

研修資材

農林水産省が作成した以下のような研修資材を活用。必要に応じて、農水省HPに掲載のその他研修資材も利用しながら、現場の現状に即した熱中症対策に係る知識の習得を図る。

参考：令和7年度熱中症対策研修用資材等



熱中症対策研修テキスト



熱中症対策に係るパンフレット

研修の留意点

① 熱中症の危険性を周知

農林水産省が提示するコンテンツ等を活用し、30分程度の「熱中症対策」のみをテーマとした研修を実施。



② 熱中症対策アイテム研修の実施

令和6年度補助事業で作成された「熱中症対策アイテム」の活用方法や効果を整理した啓発資材等を用いて、アイテムの積極的な利用を働きかける研修を実施。



③ 同じ地区で複数回実施を推奨

より多くの人に熱中症の知識をつけてもらうため、同じ地区で研修を複数回実施することも検討。



熱中症対策をテーマとした研修風景
(長野県の優良事例から抜粋)

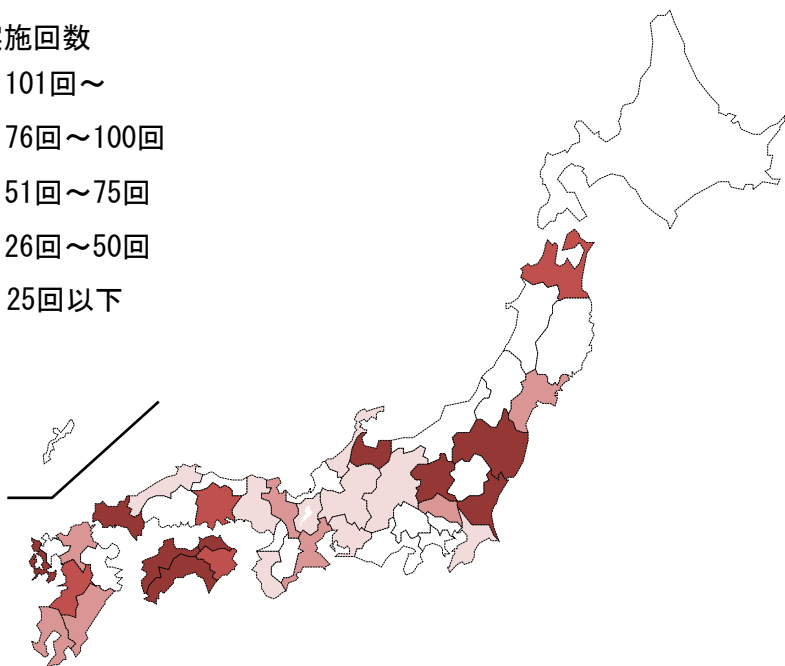
令和7年度における熱中症対策研修回数（8月末の報告）

- 令和7年度の熱中症対策研修の実施回数は、4,442回と前年度の年間実績と比較すると約1.6倍に拡大。

令和6年度

研修実施回数

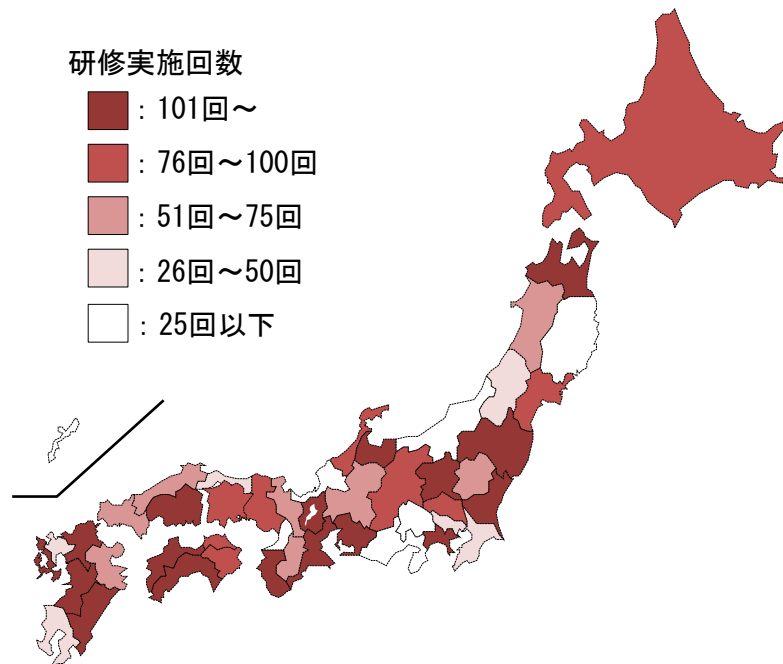
- : 101回～
- : 76回～100回
- : 51回～75回
- : 26回～50回
- : 25回以下



令和7年度（予定含む）

研修実施回数

- : 101回～
- : 76回～100回
- : 51回～75回
- : 26回～50回
- : 25回以下



(回)

	令和6年度	令和7年度
47都道府県における熱中症対策研修実施回数	2,805	4,442※1
うち熱中症対策研修実施強化期間	2,104	3,924※1

※1：令和7年8月29日時点で報告を受けた値（予定も含む）

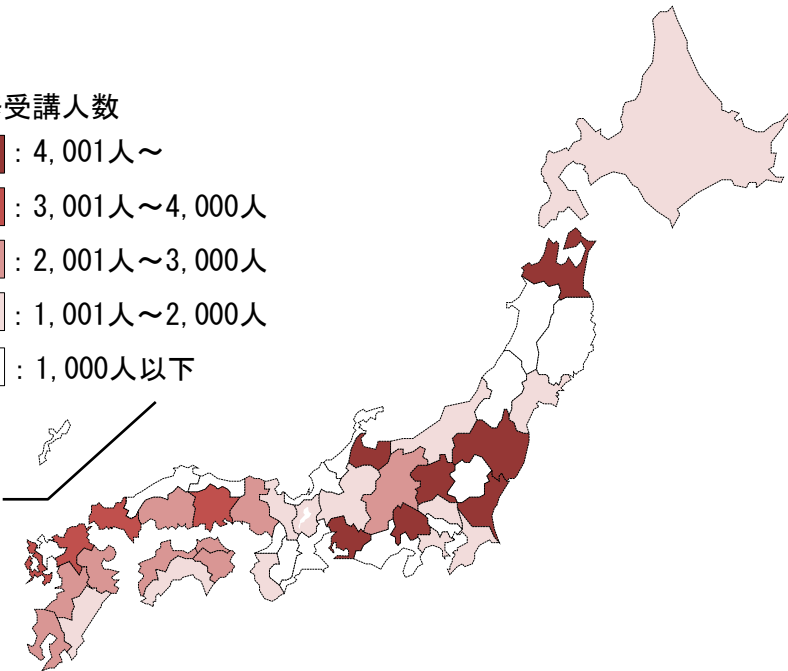
令和7年度における熱中症対策研修受講人数（8月末の報告）

○ 令和7年度の熱中症対策研修の受講人数は、136,327人。前年度の年間実績と比較すると約1.3倍である。

令和6年度

研修受講人数

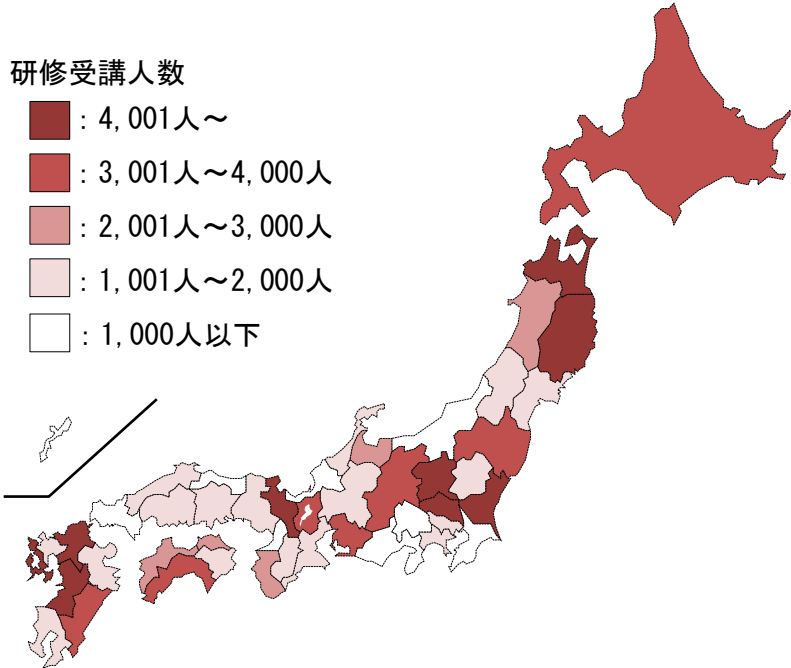
- 4,001人～
- 3,001人～4,000人
- 2,001人～3,000人
- 1,001人～2,000人
- 1,000人以下



令和7年度（予定含む）

研修受講人数

- 4,001人～
- 3,001人～4,000人
- 2,001人～3,000人
- 1,001人～2,000人
- 1,000人以下



(人)

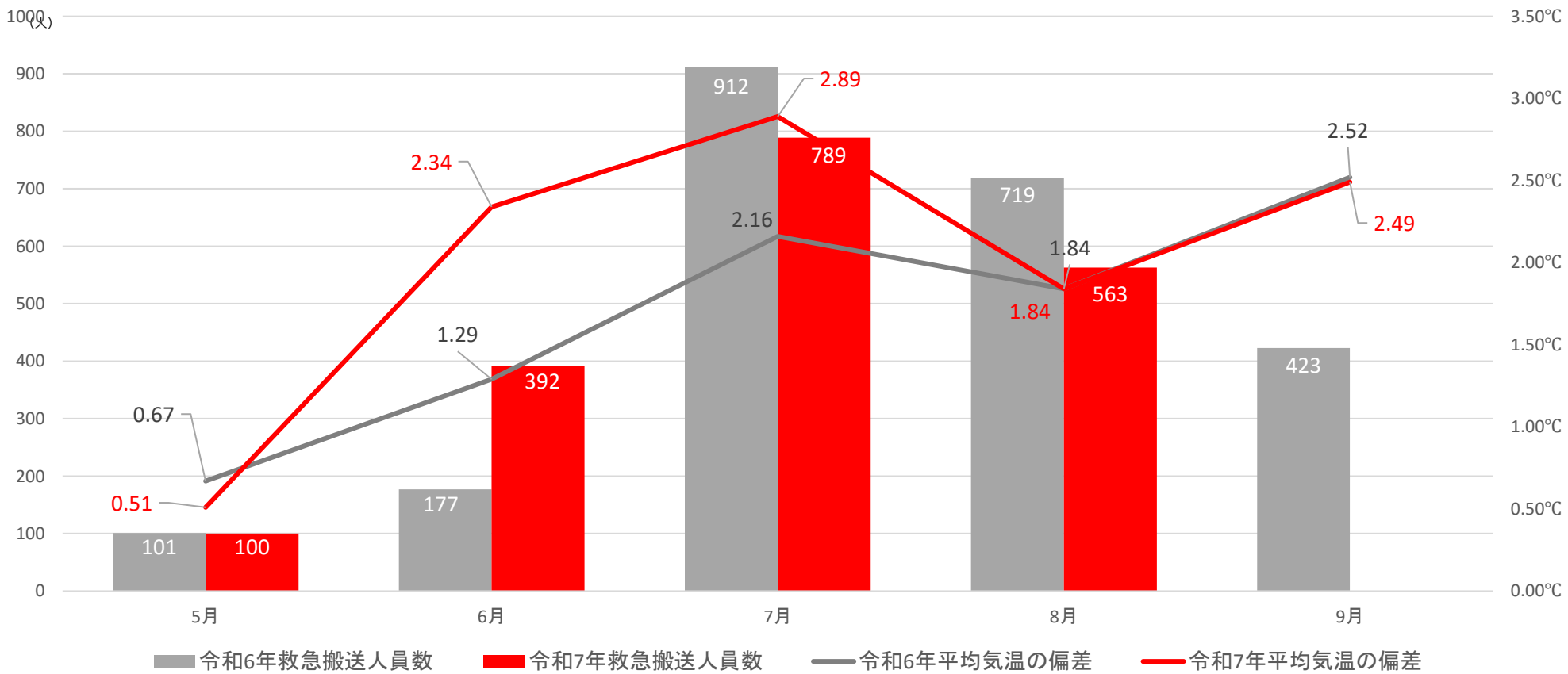
	令和6年度	令和7年度
47都道府県における熱中症対策研修受講人数	101,020	136,327※1
うち熱中症対策研修実施強化期間（5～7月）	64,573	121,814※1

※1：令和7年8月29日時点で報告を受けた値（予定も含む）

令和7年度の熱中症に関する状況について

- 令和7年度はの6月、7月は前年と比較して平均気温が高い傾向にあった。
- 5～8月の救急搬送人員数については昨年度の同様の期間と比較して同水準であった。

令和7年全国の熱中症救急搬送人員数と気温の偏差の推移



消防庁「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」（令和7年8月の救急搬送人員数は速報値）気象庁「日本の月平均気温偏差」をもとに作成

令和7年度における熱中症対策の農林水産省の取組内容①

- MAFFアプリで「熱中症警戒アラート」「熱中症特別警戒アラート」が発表された際に、連動して通知するよう運用。
- 農業者等への熱中症対策の普及啓発のため、大塚製薬(株)と連携し、リーフレットを作成するとともに、ホームセンターの店舗においてデジタルサイネージを投影。

MAFFアプリと熱中症特別警戒アラート

- ・ 「熱中症警戒アラート」に加え、「熱中症特別警戒アラート」との連携を開始。
- ・ 翌日に熱中症特別警戒アラートが発表された場合、MAFFアプリでも情報を確認することが可能。



大塚製薬(株)との連携

- ・ 大塚製薬(株)と連携し、夏場(7月中)に熱中症対策情報と対策アイテム情報をまとめたリーフレットを作成、全国のコメリ店舗のデジタルサイネージで投影。



リーフレット

デジタルサイネージ

啓発資材を用いた周知活動

- ・ 農林水産省が配布している熱中症対策ステッカー(令和7年度28万枚配布)等を用いた注意喚起を実施。



令和7年度における熱中症対策の農林水産省の取組内容②

○ 農林水産省が運用している公式X等（MAFFアプリ・e普及だより・農業担い手メールマガジン）を活用し、農業者や普及指導員に対して関係省庁と連携しつつ、農作業中の熱中症対策のための動画（令和6年度農作業安全総合対策推進事業で作成）の紹介や熱中症対策アイテム、予防方法に関する情報発信・注意喚起を実施。

- ・ 気象庁の3か月予報や熱中症対策研修テキスト等の情報をもとに熱中症予防啓発のための連続投稿
- ・ 日本農業機械化協会が作成した研修動画の周知
- ・ 消防庁や環境省の熱中症関係投稿や会議状況について周知・拡散。



← ポスト

MAFF 農林水産省 @MAFF_JAPAN

【農作業中の熱中症にご注意を！】

近年、農作業中の **#熱中症** による死亡者が増加傾向です。今年の夏も全国的に気温が高くなると予想されているため、熱中症対策が重要です。こまめな水分補給や休憩を心がけていきましょう🧊☂️ maff.go.jp/j/seisan/sien/...

午後5:34 · 2025年6月12日 · 6.1万 件の表示

23 396 547 32

← ポスト

MAFF 農林水産省 @MAFF_JAPAN

【事前の準備も大切！熱中症対策】

- ・ 体に暑さを順応させる **#暑熱順化** 🌞🔥
- ・ 作業を始める前に身体を冷やす **#ブレークーリング** 🧊

気温が高くなる前から体を暑さに慣らしておくことも **#熱中症対策** に繋がります。冷たい飲み物やタオルで体温を下げることも心がけましょう！ maff.go.jp/j/seisan/sien/...

農作業前の熱中症対策 ▶ 暑熱順化とブレークーリング

暑熱順化

- ・ 暑熱順化とは、体が暑さになれることです。暑い日が続く、体は次第に暑さに慣れ、熱中症に強くなります。
- ・ 気温が高くなる前の時期から余裕をもって暑熱順化のための活動を始め、暑さに備えましょう。

ストレッチやウォーキング
少しずつ暑さに慣れよう

ブレークーリング

- ・ 体温が上がると、体温調節機能・心肺機能・中枢神経系の機能が低下し、熱中症になりやすくなります。
- ・ 農作業中の体温上昇を抑える対策として、作業を始める直前に身体を冷やすと効果があるとされています。

冷たい飲み物や冷やしたタオルで
体温を下げておきましょう

午前9:46 · 2025年6月26日 · 1.4万 件の表示

7 64 100 7

ラジオ番組「杉浦太陽・村上佳菜子日曜まなびより」にて、農作業中の熱中症対策等について発信



2025.08.24

「農作業 一番危険なのは慣れです」

「農作業中の熱中症対策はお済みですか？」

政府広報オンライン日曜まなびよりHP

<https://www.tfm.co.jp/manabiyori/>



MAFF 農林水産省
@MAFF_JAPAN

8月24日(日) TOKYO FM系列で放送の政府広報ラジオ番組「杉浦太陽・村上佳菜子日曜まなびより」📻

テーマは「なくそう！ 田んぼや畑でのヒヤリ・ハット～農作業の安全対策～」

当省職員も出演し農作業中の事故や熱中症を防ぐポイントを熱く解説します！ぜひ聞いてください！

gov-online.go.jp/media/radio_pr...



午後0:00・2025年8月22日・1万 件の表示

1

15

67

1

↑

令和7年度に発出した熱中症対策関連の主な会議・通知について

4月2日	令和7年6月1日に施行された労働安全衛生規則の改正に伴い、労働者を雇用する農業者に対して義務付けられたことについて、実際の農業現場における具体的な対応として活用できる「熱中症対応フロー図」のひな型について農政局・関係団体に周知。
4月21日	令和7年度農作業安全に係る研修ガイドラインを作成し、課長通知を発出。5月から7月を「熱中症対策研修実施強化期間」として位置づけ、都道府県や農業関係団体を通じて農業者や農業法人等に熱中症対策に関する注意喚起や周知を実施。
4月24日	高温に伴う農作物の被害防止に向けた技術指導通知を農政局宛に発出し、熱中症対策を含む作業者の安全確保を都道府県に対して呼びかけ。
5月26日	農政局(県拠点含む)・都道府県・農作業安全関係団体を参集し、熱中症対策に係るWEB会議を開催。研修の実施方法、毎月の熱中症対策研修の実績報告、熱中症対策アイテムの実証結果報告などを行った。
6月25日	農作業中の熱中症対策の更なる徹底について事務連絡を発出し、6月の熱中症事故事例や研修実績、7月以降の天候の見通しの共有を行い、熱中症対策研修の促進に関する呼びかけを行った。

事務連絡
令和7年6月25日

農作業安全関係団体ご担当者様

農林水産省 農産局
技術普及課 生産資材対策室長

農作業中の熱中症対策の更なる徹底について

例年、梅雨時期以降の急激な気温上昇によって熱中症リスクが高まることが指摘されています。当省WEBサイトに掲載している「週ごとの都道府県別の熱中症による救急搬送人員数推移(速報値)」においても、本年6月16日～22日に農作業等を行っている際に熱中症により救急搬送された方は前週の33人から175人に急増したほか、この期間において発生した農作業中の熱中症による死亡事故が多数報道されています。

気象庁より、6月の最終週から急激に気温が上昇する旨が発表されていることから、現在、農作業中の熱中症の発生リスクが一段と高まっている状況にあると考えています。

このため、貴団体より会員等に対し、速やかに注意喚起の活動を強化いただくよう御指導願います。

その際、農林水産省で作成した熱中症対策に関する以下の資料を必要に応じて活用するよう改めてお知らせください。

〈参考資料〉
参考1. 令和7年度熱中症対策研修テキスト
参考2. 熱中症対策パンフレット
参考3. MAFFアプリと熱中症警戒アラート等の連携について

〈関連情報〉
① 消防庁より「週ごとの都道府県別の熱中症による救急搬送人員数推移(速報値)」
② 気象庁より「全国の天気予報」、「向こう3か月の天候の見通し」

〈参考HP〉
農林水産省HP「週ごとの都道府県別の熱中症による救急搬送人員数推移(速報値)」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html

担当：
農林水産省農産局技術普及課
生産資材対策室 農作業安全班
土岐、寒川、山本
TEL:03-6744-2107

令和6年度 熱中症対策アイテムの農業機械士によるモニター調査について

調査期間：7月14日～7月31日に開始、連続した60日間

モニター協力者数：27名（男性26名、女性1名）

対象地域：14府県（青森県、栃木県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、富山県、京都府、広島県、福岡県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

（調査の一部を抜粋）対策アイテムと草刈り作業時の深部体温の上昇について

調査の内容

- 熱中症対策アイテムのアンケート評価
- 作業内容や作業時間別深部体温の変化
- 朝の皮膚温度と作業中に深部体温指数が最高値となったときの日射量との関係
- 熱中症対策アイテムの利用率

等

詳細はこちら

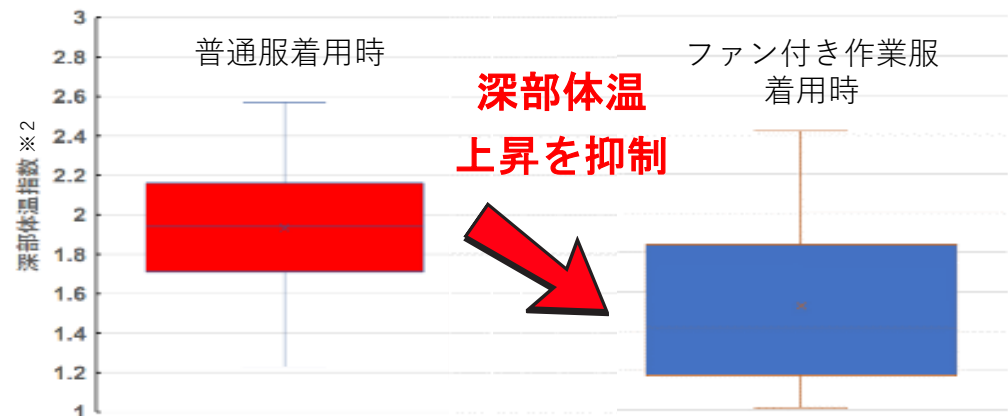


日本農業機械化協会 農作業安全総合対策推進事業報告書
<https://nitinoki.or.jp/bloc3/karte/r6report.pdf>

刈払機を用いた草刈り作業時の 深部体温指数の上昇

刈払機を用いた草刈り作業時の深部体温指数の上昇を普通作業服とファン付作業服で比較したもの。

**ファン付き作業服を着用すると、未着用の場合に比べ、
深部体温の上昇を抑制する効果があるという実証結果に。***



※ 深部体温計測機器（カナリア）のリスクレベル（1～4）を深部体温指数（指数が高い方が深部体温が高い）として示す。作業内容・作業環境によって効果は異なる可能性がある。

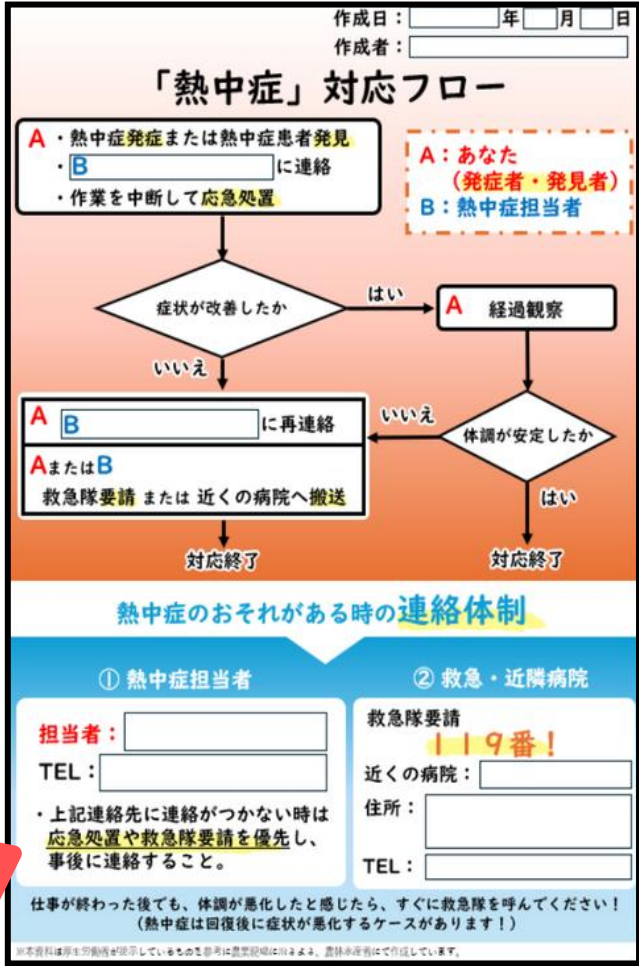
労働者を雇用する農業者に対する熱中症対策の義務化

- 労働者の熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することが必要であることから、厚生労働省は労働安全衛生規則（省令）を改正し、令和7年6月1日から労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策の義務付け。
- 事業者には労働者を雇用する農業者（法人、家族経営問わず）も対象となることから、農林水産省において、「張り紙」のひな型を作成し、「熱中症」対応フローに必要事項を記載し、事業所内に掲示するなど、全ての労働者に周知するよう都道府県や関係団体を通じて農業者に情報提供。

令和7年6月1日から労働者を雇用する事業者に対し、

▶ 労働者への熱中症対策を義務化

- 労働者を雇用する事業者は、熱中症があった際に対応ができるよう、以下を行い、その内容を関係作業者に周知するように義務づけている。
 - ✓ 早期発見のための体制整備
 - ✓ 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
- 農水省は、「熱中症」対応フローに必要事項を記載し、事業所内に掲示するなど全ての労働者に周知するよう呼びかけている。



＜対策のポイント＞

就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.6人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続していることから、より実効性のある農作業安全対策を推進するため、農業現場の安全診断を実施し、安全上の課題を改善するモデル事例を作成するとともに、地域における農作業安全に係る啓発資料の作成や地域の推進活動を支援します。

＜事業目標＞

農作業事故による死亡者数の減少

＜事業の内容＞

1. 啓発手法の改良

地域における農作業安全推進活動による効果を高めるため、農業機械作業や熱中症対策に係る農業者向けの新たな啓発資料の作成や指導人材を育成するとともに、啓発活動を通じた農業者の行動変容の状況を計測することで、より効果的な啓発手法の構築を図ります。

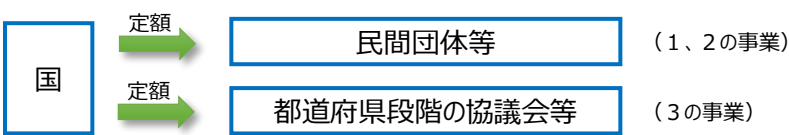
2. 安全診断の支援

効果的な農作業事故対策の普及を図るため、「専門家が現地で安全診断を実施し、農作業安全上の課題を明確化した上でこれを改善するモデル事例」を創出します。

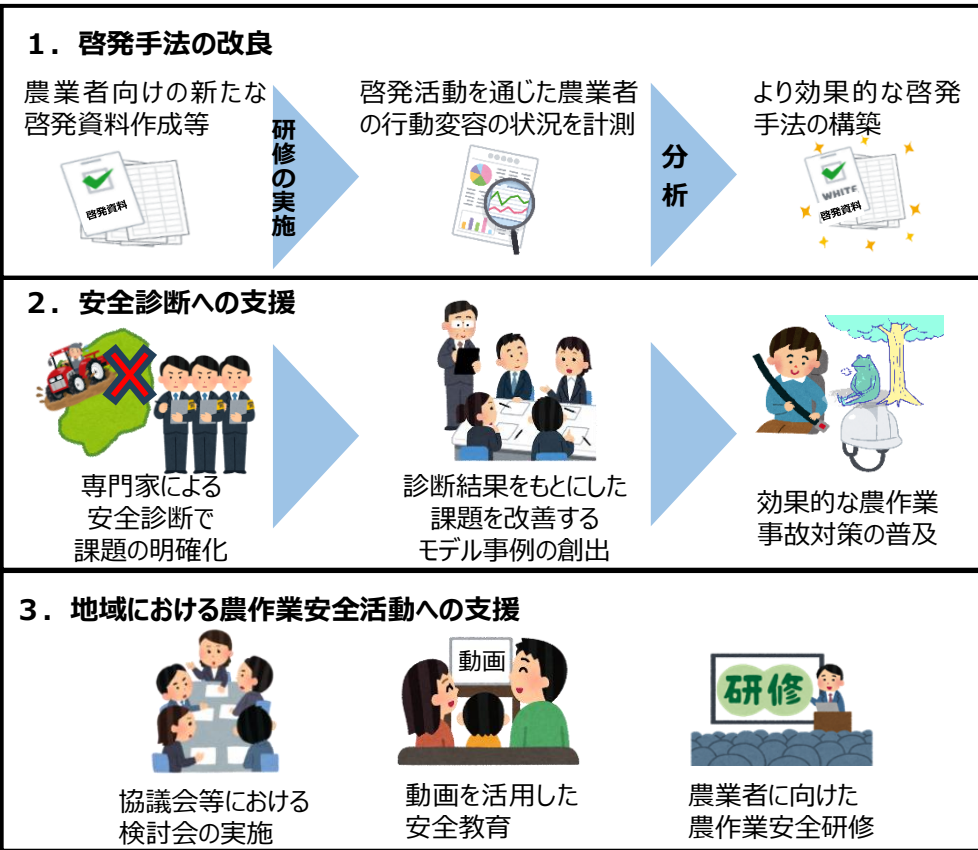
3. 地域活動の支援

都道府県段階の推進協議会等における高度な推進活動を支援し、取組の横展開を図ります。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

農作業中の熱中症による死亡事故の減少に向けて、農作業中の熱中症発症リスクガイドラインを作成するための評価検証を実施します。

<事業目標>

農作業中の熱中症による死亡者数の減少

<事業の内容>

我が国の夏季の気温が上昇傾向にある中、農作業における死亡事故要因のうち熱中症の人数が増加傾向にあります。生産現場の熱中症リスクが高まっていることから、熱中症の発症リスクを評価検証します。

① 対象地区でのバイタルデータ収集

営農類型や地域等が異なる対象地区を設定し、農作業中の農業者のバイタルデータを収集します。

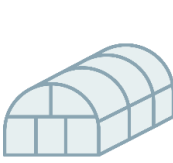
② データ分析によるリスク評価、検証

農業者の発症予防のためのガイドラインを作成するため、収集したバイタルデータから、熱中症の発生リスクを分析・可視化し、特にリスクの高い作業を明らかにする。

<事業イメージ>

実証のイメージ

- ① 営農類型や地域等が異なる地域で、農作業中の農業者のバイタルデータの測定



施設栽培



果樹



稲作

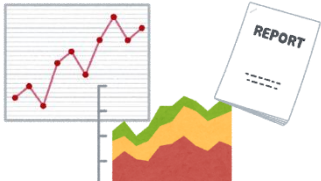


畑作



露地野菜

- ② 収集したバイタルデータを分析、熱中症の発生リスクを検証することで、効果的な熱中症対策を実施することができる。



データ分析・リスクの把握

<事業の流れ>



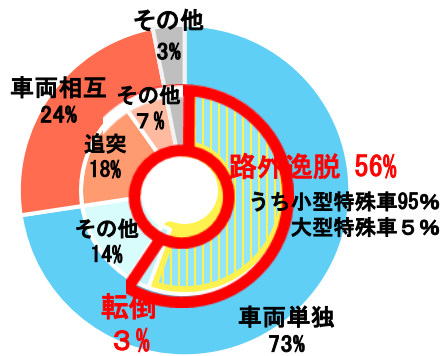
農作業中の熱中症発症予防のためのガイドラインの作成・活用を行い、
農作業中の熱中症による死亡者数の減少を実現

以下、参考資料

農耕トラクタへの座席ベルト義務付け

- 農耕作業用特殊車の死亡事故は転倒・転落によるものが多く、特に乗用型トラクタの死亡事故が多い状況から、農作業安全検討会において座席ベルトの義務化の必要性が確認された。これを受け、国土交通省は車両安全対策検討会（令和7年3月14日開催）において、農耕トラクタへの座席ベルトの義務化を提案。
- 今後、座席ベルトの着用義務化に向けた周知について、関係団体との連携を図ることとしている。

農耕作業用特殊車における死亡事故類型別割合



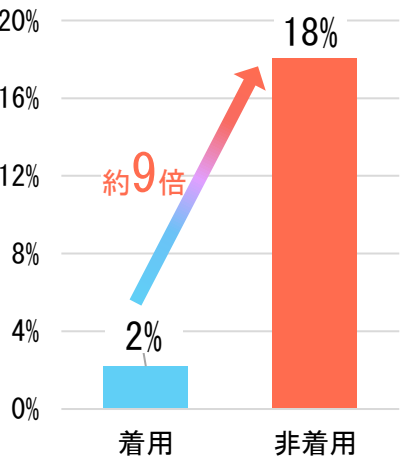
(公財)交通事故総合分析センターのデータより農林水産省分析
(平成23年～令和2年、1当2当合計)

道路走行中の機体の転倒・転落による死亡事故
平成23年～令和2年合計件数

	転倒・転落
乗用型トラクター	248 (66%)
歩行型トラクター	20 (5%)
農用運搬車	48 (13%)
自脱型コンバイン	22 (6%)
動力防除機	5 (1%)
その他	34 (9%)
合計	377

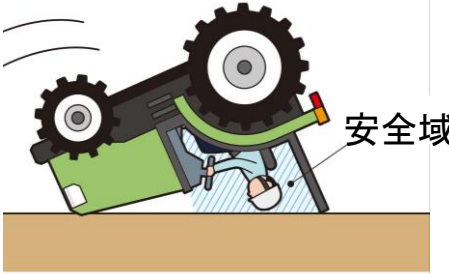
農作業死亡事故調査（厚生労働省の「人口動態調査」の調査票情報を利用し、農林水産省が独自集計した結果を基に作成）

農耕作業用特殊車における事故時の
座席ベルト着用状況別致死率



(公財)交通事故総合分析センターのデータより
農林水産省分析
(平成23年～令和2年、1当2当合計)

安全キャブ・フレームと座席ベルト
で安全域にとどまることが可能



座席ベルト着用は、農耕作業用特殊車の死亡事故率低下に有効



乗用型トラクタでの道路走行時、座席ベルト着用を義務化

＜道路運送車両の保安基準改正＞

公布：令和7年6月、適用日：令和9年1月1日

適用日以降に製造された乗用型トラクタで道路走行する場合に取締り対象となります。対象トラクタには、座席ベルト着用義務車を示すステッカーが貼付されます。

表

シートベルト着用義務化



道路運送車両の保安基準改正(※)により、乗用型トラクタで道路を走行する際には、シートベルト着用が義務化されます。
※令和7年6月17日公布



義務化はいつから？

令和9年1月1日 からです。

どのトラクタが対象？

令和9年1月1日以降に製造された座席を有するトラクタは、大型特殊自動車・小型特殊自動車に限らず対象車となります。

対象のトラクタには、ボンネット側面に座席ベルト着用義務車を示すステッカーが貼付されます。

※ステッカーのイメージ



違反した場合は？

シートベルトの着用義務違反として、点数1点が付されます。

農林水産省

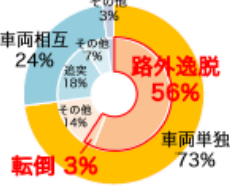
裏

シートベルトを締めましょう！

シートベルト着用は、トラクタの死亡事故率低下に有効です

トラクタの交通事故の特徴

農耕作業用特殊車の死亡事故は車両単独による路外逸脱・転倒が多く、特に乗用型トラクタの死亡事故が多い状況。



【トラクタでの道路走行時の危険因子】

- ・左右独立ブレーキの連結切れによる片ブレーキでの予期しない旋回
- ・作業機による車幅の変化や重心の変化
- ・凸凹道や狭路等、不安定な道路の走行

路外逸脱や転倒の可能性

車体から投げ出される、車体の下敷きになる等により死亡・重傷の恐れ

シートベルトの効果

乗用型トラクタの路外逸脱・転倒事故における死亡・重傷リスクに対し、シートベルトを安全キャブ・フレームとセットで使うことが重要！



シートベルトで身体を安全域内に固定

安全域

安全フレームをしっかりと立てて安全域を確保

シートベルトを着用することで安全キャブ・フレームによりつくられる安全域にとどまることができ、トラクタの下敷きになることを防ぐことができる。

農耕作業用特殊車における事故時のシートベルト着用状況別致死率



致死率が大幅に低減

18% 未着用

2% 着用

(※)国土交通省交通安全センターのデータより農林水産省計 (平成23年～令和2年、1,626件)

参考情報

農林水産省ホームページをご覧ください。



19

- 農作業環境の安全対策の強化として、安全な農業機械の農業現場への導入を進めるため、農林水産省では、農業機械製造事業者等に対し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という）が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という）の基準に準拠した農業機械の開発及び安全性検査の受検を促してきたところ。
- 農作業安全検討会中間とりまとめを踏まえ、農業機械安全性検査制度を見直し、令和7年4月から新たな制度がスタート。主な変更点としては、書面審査や企業内立ち合い検査等を導入することにより受検しやすさの向上を図ると共に、海外や他分野で装備されている安全装置の装備が新たな基準に導入された。

<対象機種>

農用トラクター（乗用型／歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）、乾燥機（穀物用循環型）

<新たな安全性検査基準の主な強化点>

- 乗用型トラクター
 - ・ シートベルトリマインダー（シートベルト未着用時に視覚及び聴覚により警報）
 - ・ 作用部のインターロック機能（車両が停止している際の離席によりPTO軸の駆動が停止）
- 自脱型コンバイン、乗用型田植機
 - ・ 作用部のインターロック機能 ※2027年度から正式に基準化



出典：井関農機(株) 農作業安全対策全国推進会議資料

<受検状況>

新たな安全性検査制度の下、初めて2機種39型式が合格し、農研機構より公表されました。（令和7年7月29日）
※トラクター：35型式、コンバイン（自脱型）：4型式

合格機種の例

MR1050HGS



BF25D



YH452R

出典：(株)クボタ、井関農機(株)、ヤンマーアグリ(株)各社より提供

関連情報

【農研機構 農業機械研究部門】安全性検査について

<https://www.naro.go.jp/laboratory/iam/contents/test/index.html>

※安全性検査合格機一覧もここから。

【農林水産省】農作業安全関係通知

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/tuti.html

新しい安全性検査制度の今後

- 令和7年4月より、乗用型トラクター等5機種を対象として、新基準での安全性検査を開始した。
- 歩行型トラクター、自脱型コンバイン、乗用型田植機においては、令和9年度から新たな検査基準を適用。
- 今後、スピードスプレーヤー、農用運搬車、農用高所作業機を対象機種に追加するよう検討を進める。

機 種	～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
乗用型トラクター		新基準 (シートベルトリマインダ、インターロック機能等の追加)			
歩行型トラクター		新基準		(自動速度けん制装置等の追加)	
自脱型コンバイン		新基準		(インターロック機能等の追加)	
乗用型田植機		新基準		(インターロック機能等の追加)	
乾燥機（穀物循環型）	旧 基準	新基準 (昇降用はしごの構造要件等の追加)			
スピードスプレーヤー	合格証の貼付は令和9年度まで			新基準 (内容・時期等は検討中)	
上記以外の機種		一般性能試験（旧基準等に基づき安全装備の状況を確認） 確認済みの機種は何らかの方法で公表を行う予定			

- ※1 令和7年度から新基準を適用する5機種は、令和9年度以降に適用される機能を含めて令和7年度に基準を示し、基準適用年度以前から前倒しで受検を行えるようにする。
- ※2 令和7年度以降に適用される新基準については、受験後に基準の変更があった場合、変更前の合格機への合格証の添付は基準変更年度から起算して3年度を限度とする。
- ※3 上記6機種以外の機種についても、「安全性能アセスメント」等の結果を踏まえて新基準を検討し、可能なものから、順次、新基準を設定するものとする。